

# Information

お知らせ ● 御代田町役場：☎0267・32・3111

御代田町の情報を放送しています

○FM軽井沢(77.5MHz)  
月～金曜日 8時15分～12時45分  
土・日曜日 10時10分～

○西軽井沢ケーブルテレビ  
火～日曜日 19時5分～

## 平成24年度

### 児童クラブ児募集

平成24年度に児童クラブへの加入が必要な児童の保護者の方は、次のとおりお申し込みください。

#### 【申込資格】

- ①保護者が家庭の外で仕事している場合
  - ②保護者が家庭の中で児童と離れて家事以外の仕事をしている場合
  - ③保護者が病気、負傷、心身に障害を有する場合
  - ④保護者が出産の前後(原則として産前・産後2ヶ月間)である場合
  - ⑤保護者が長期にわたる病人、または心身に障害を有する同居の親族を常時介護している場合
  - ⑥家庭に火災や風水害などの災害があった場合
- ※いずれにも該当しない場合は、加入申込書を提出されても児童クラブでお預かりできませんので、お申し込みください。

#### 【申込期間】

12月1日(木)～12月15日(木)  
午前8時30分～午後5時15分  
(土・日・祝日を除く)

※申込期間外の提出は、原則受け付けません。ただし、特別な理由がある場合は、町民課ごとも係へご相談ください。

#### 【申込方法】

町民課ごとも係・平和台児童館・東原児童館・大林児童館の各児童館に11月25日(金)から申込書を用意します。申込期間中に、町民課ごとも係まで提出してください。

※毎年小学校へのお問い合わせがあります。窓口は、町民課ごとも係になりますのでご注意ください。

#### 【定員】

各児童館 65名  
※近年児童クラブへの申し込みが大変多くなっており、募集児童数を超える申し込みがあった場合は、お住まいの地区、学年、利用頻度などで判断し、希望された児童クラブ以外のところ

ろに加入していただくことがあります。

#### 【利用できる時間】

○通常  
月曜日～金曜日(祝祭日を除く)は、下校時から午後6時まで  
○長期休暇等  
夏・冬・春休みおよび振替休業日は、午前8時～午後6時まで

#### 【登録できる児童】

小学校1学年～3学年の留守家庭児童など

#### 【児童クラブとは】

保護者が、労働などにより、昼間家庭にいない小学校低学年の児童をお預かりし、放課後の生活の場を守ります。

※児童館は児童クラブに登録しなければ利用できないというわけではありません。

一般来館という形で利用できます。

#### 申し込み・問い合わせ先

町民課ごとも係  
(内線47・74)

## いいお産の日

in 佐久

看護協会佐久支部助産師職能では、妊婦さんを対象としたイベントを開催します。

#### 【日時】

11月9日(水)  
午後0時30分～4時

#### 【会場】

佐久市子ども未来館

#### 【内容】

- ・絵本の読み聞かせ
- ・骨盤ケア(定員30名)
- ・マタニティプラネタリウム
- ・個別指導

#### 【参加費】

1,000円

#### 【託児】

要予約

#### 申し込み・問い合わせ先

佐久市子ども未来館  
0267(07)2001



## 11月の主な納税 (税金などは納期限までに納めましょう)

固定資産税 (4期分)

国民健康保険税 (6期分)

後期高齢者医療保険料 (5期分)

介護保険料 (5期分)

保育料 (11月分)

町営住宅使用料 (11月分)

水道使用料 (11月分)  
大口10月使用分

下水道使用料 (11月分)  
大口10月使用分

納期限



## 平成23年10月以降の子ども手当について

平成23年10月から子ども手当制度が変わります。今まで子ども手当を受給していた方も、新たに子ども手当の申請が必要になります。対象世帯には、10月下旬に申請書類を発送します。必要事項を記入の上、町民課ごとも係に提出してください。

※平成24年3月31日までに申請していただければ、10月分からさかのぼって手当を受けられることができます。

### 主な変更点

①支給額(1人当たり月額)

変更前

《中学校修了前の子ども》

一律…13,000円

変更後

《3歳未満》

一律…15,000円

《3歳〜小学校修了前》

第1、2子…10,000円

第3子以降…15,000円

《中学生》

一律…10,000円

### 問い合わせ先

町民課ごとも係 (内線74)

## 体験祭 野沢菜・大根収穫

今年も御代田町浅間クラブが主催する、野沢菜・大根収穫体験祭が行われます。

遊休農地を活用し、安心して食べていただけるよう低農薬栽培しています。

【日時】11月19日(土)

午前9時〜午後3時

11月20日(日)

午前9時〜正午

※2日間で時間が異なりますので、ご注意ください。

【会場】西友様 西側

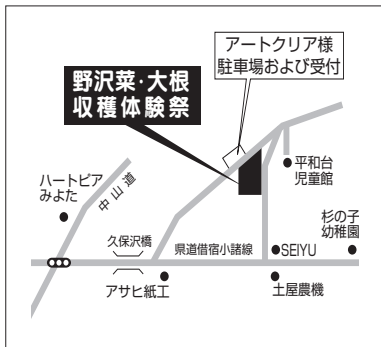
【料金】野沢菜：とり放題一人

2,000円(少量の

量り売り可50円/kg)

大根：1本50円

※収穫物がなくなり次第終了



### 問い合わせ先

産業経済課農政係(内線27)

## 申請について 住宅リフォーム補助金

平成23年4月1日より、申請の受け付けを開始しています。住宅リフォーム補助金(広報やまゆり3月号詳細)について、大変ご好評をいただいています。

8月末で当初予定していましたが、補助金額1,000万円が終了しました。再度1,000万円の予算を追加して、皆さまからの申請を受け付けています。

今年度につきましては、追加しました、1,000万円が終わり次第、補助金の申請を終了させていただきました。来年度については未定です。現在リフォームを予定されている方はぜひ、今年度中に申請してください。

事前相談も行っておりますので、施工業者が分からない、対象となる工事が分からないなど不明な点がありましたら、お問い合わせください。

### 問い合わせ先

建設課都市計画係

(内線38・39)

## 個人住民税の特別徴収を実施していない事業所の皆さまへ

個人住民税の特別徴収は、給与支払者(事業者)が所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税を特別徴収(天引き)し、従業員の住所地へ納入する制度です。

個人で納付書により、年4回で納めていた従業員の方については……

- ・納税の手間が省け、納め忘れがなくなる。
- ・年12回の納税になるため、1回あたりの負担が少なくなります。

地方税法では、給与支払者は原則として、特別徴収することとなります。

現在、特別徴収していない事業所につきましては、ご協力くださるようお願いいたします。なお、ご連絡をいただければ特別徴収義務者届出書をお送りいたします。

### 問い合わせ先

税務課住民税係(内線43)

### 問い合わせ先

税務課住民税係(内線43)

(広告欄)

### 営利を目的としない助けあいの制度

① 共済金を  
真っ先に

何れも共済金。お支払いを最優先にしています。

② コストは  
抑えて

経費を必要最小限にするため、低コストの運営に徹しています。

③ 剰余金は  
割り戻し

剰余金は割戻金としてご加入者へ公平にお戻ししています。

昨年度もムダなく健全に! 平成22年度も、掛金の日割強が共済金と剰余金に当てられました。

右図：県民共済グループの収支状況

※(異常危険賠償金・事業費など)

掛金還元率…84.6%

この部分がご加入者へ還元されます

【上田】☎0268-24-3985(代)

〒386-1104 上田市福田下田9-33 FAX 0268-24-3902

資料請求はホームページからどうぞ。

長野県民共済

www.nagano-kyosai.or.jp/

携帯から http://kyo-sai.jp/nagano/ 携帯サイトのバーコード